#### 【意見の対応】

採 用:意見に基づき原案を修正するもの

不採用:意見を原案に反映しないもの

参 考:原案に盛り込めないが今後参考とするもの

その他:意見として伺ったもの

# 「子ども・子育て支援新制度の基準について」に対する意見の検討結果

平成26年6月 保健福祉部子育で支援課、こども家庭課

●パブリックコメント実施期間 平成26年6月5日(木)から6月18日(水)まで

意見提出者29人、意見等の件数14件

採用:0件 不採用:5件 参考:1件 その他:8件

### 【意見の検討経過】

●平成26年6月24日:保健福祉部子育て支援課、こども家庭課において意見の検討

●平成26年6月30日:市長決裁

(企画経済部:企画課、環境市民部:広聴・市民生活課 合議)

## 「子ども・子育て支援新制度の基準について」に対する意見とその検討

## ●意見書の総数 29件

意見の概要	検討結果	検討内容
【基準全般について】 ○石狩市の未来を担う大切な子どもたちにとって、本制度が行政側に軸足を置いた考えではなく、行政の手厚い支援のもと、市民側に軸足を置いた考え方を貫いてほしい。 ○今回の新制度は、一定の進歩があり期待もしますが、まだまだ問題があるようにも見受けられ、財政的に困難もあるかもしれませんが、市独自の保育行政を進めてほしいし、子どもを安心して産み、育てる環境を整備されることを願います。 ○国が保育制度を改悪し、地域に丸投げしようとして	その他	今回のパブリックコメントは、主に施設や事業の設備及び運営基準をテーマとしておりますが、今後とも子育てにやさしいまちづくりに努めてまいります。また、子ども・子育て支援新制度は、保育ニーズに見合った保育量を確保するための制度でありますが、同時に、保育士等の処遇改善、研修の充実等、保育の質の改善に向けて取り組んでまいります。
おります。石狩市が全道に先駆けた子育て支援新制度の基準を考えられることを願います。		
○条例化が必要とのことですが、子どもの将来に関わる政策・条例であるがゆえに、石狩市独自に別途意見 集約の可能性の追求をお願いします。	その他	石狩市では、今回のパブリックコメントのほかに、 石狩市子ども・子育て会議や石狩市社会福祉審議会に も意見を求めてまいります。

【設備、実施場所について】 ○安心して過ごせる環境にしてほしい。 (類似意見 1件)	その他	今回の基準案では、乳幼児の避難安全性の確保のため、乳児室等の設置階については、原則2階以下とする上乗せ基準を設定したほか、建築基準法で定められた一定要件以上の建物で実施することや避難階段が設けられていること等の条件を定めておりますが、今
【保育認定時間について】 ○月 64 時間よりも少ない労働時間数の設定にしてほしい。 (類似意見 1件)	参考	後とも安全性の確保に努めてまいります。 現在、認可保育所においては、定員を超えて受入れ を行っている状況であり、また、国の議論において、 就労時間の下限については、一時預かり事業で対応可 能な短時間の就労を除くとしております。 このようなことから、地域における需要量の見込み にもよりますが、当分の間、原則1か月当たり 64 時 間に定めることとしております。
【食事の提供について】 ○自園調理のみとしてほしい。 (類似意見 4件)	その他	国からは、従うべき基準として、食事の提供は、連携施設等からの搬入を除き、自園で調理を行うこととなっております。なお、自園で調理を行っていない場合については、平成31年度末までの経過措置が設けられております。

○「調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができること。」とある部分について、削除を求む。	不採用	子どもの発達・健康状態に応じて適切に食事の提供を行う必要性やアレルギー等への配慮を行う必要性については、大変重要であると認識しております。しかしながら、委託については、現行の保育所においても実施されており、また、搬入施設についても省令において定められておりますことから、適切な食事の提供が行えるものと判断しております。
【家庭的保育事業について】 ○家庭的保育事業で預かる場合は、保育士資格が必要	不採用	国からは、従うべき基準として、家庭的保育者は、
と考える。		市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者となっております。
<ul><li>【小規模保育事業について】</li><li>○A型のみを基本としてほしい。</li></ul>	不採用	国からは、従うべき基準として、小規模保育事業は、
		A型、B型、C型の3類型とすることとなっており、 石狩市においても、3類型すべてにおいて、基準を策 定してまいります。

○3歳未満児だけではなく、就学前までの児童も引き 続き通園できるような体制を望む。 (類似意見 5件)	その他	子ども・子育て支援新制度については、従来の認可保育所(利用定員 20 名以上)の枠組みに加え、家庭的保育事業(5名以下)、小規模保育事業(6名~19名)、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもに開放して保育を行う事業所内保育事業、これら家庭的保育事業等の4つの類型につき、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられました。 この中で、居宅訪問型保育事業者を除く事業者においては、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないとされております。 本市としては、満3歳からの接続した保育の提供がなされるよう事業者に対して、求めてまいります。
<ul><li>○保育士資格を持たない職員も引き続き、働けるよう望む。</li><li>(類似意見 1件)</li></ul>	その他	小規模保育事業を実施する事業者の選択によりますが、小規模保育事業B型及びC型においては、保育士以外の方でも、保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した方であれば可能です。

【放課後児童クラブについて】		
○「放課後児童クラブの設置及び実施の基準」については、原則的に、義務教育である小中学校の設備設置 基準を準用すべきである。	不採用	本基準が対象とする「放課後児童健全育成事業」は、 児童福祉法の規定に基づき、放課後児童に対し、授業 の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活 の場を与えて、その健全な育成を図るもので、本基準 においても当該事業を行う場所について、構造設備等 の基準を設けるものです。 「小中学校の設備設置基準」は、学校教育法に基づ き定まっている「小学校設置基準」、「中学校設置基準」 と思われますが、当該基準は、小学校又は中学校を設 置するのに必要な編制、施設、設備等の最低の基準を 定めたものであり、本事業において準用すべき事項や 必要性がないと判断しております。
○児童会館等は教育と保育が保証される施設設備で あることが要求される。	その他	児童館の施設設備については、本基準の適用外です。なお、児童館は、児童福祉法の規定に基づく「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、児童厚生施設として設備の基準が定まっています。

<ul><li>○放課後児童支援員は教員免許を取得している有資格者であることを要する。</li></ul>	不採用	放課後児童支援員の資格については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づく「児童の遊びを指導する者」を基本とし、かつ「従うべき基準」であり、ご意見のあった必要な資格を「教員免許を有する者」のみに限定することは、法令の趣旨に沿わないと考えております。
<ul><li>○運営は、児童福祉法の規定するところに従い、健康 で文化的な運営であることを要する。</li></ul>	その他	「放課後児童健全育成事業」は、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

このほか、「子ども・子育て支援新制度の基準について」に関するご意見とは別に、子ども・子育て支援新制度の全体に関するご意見を多数いただきましたが、これらはパブリックコメントとは別の「市民の声」として、今後の参考とさせていただきます。ありがとうございました。